

県政出張トーク実施結果報告書

(記載者職氏名) 副主幹 丸山 正

部課室名	福祉保健部 障害福祉課	テーマ	山梨県障害者幸住条例の改正について
実施日時	平成26年10月23日(木) 13:30~15:30	実施場所	北巨摩合同庁舎101会議室
県出席者	障害福祉課員2人	参加者	障害者及びその家族、支援者、その他関係者 26名
主な発言内容		県 回 答	対 応 方 針
<p>(肢体不自由者・車いす使用者) 公共交通機関を利用するには事前に申し込みが必要であるが、急な用事等に対応できない。 ヘルパーを利用するが、ヘルパーに合わせてしまうことがある。利用者の立場を考えて対応してほしい。 車いす仕様の自動車で、後ろ(トランク部分)から乗り降りする自動車が増えている。駐車場の大きさもこれに考慮してほしい。 買い物とか行くと、店員等は自分に話をせず、いっしょに行くヘルパーに話をする。</p> <p>(家族、支援者等) 病院へ行ったとき、障害のある子ども(小学生)に対して、赤ちゃん言葉で話しかけるスタッフがいる。 障害のない人はコンビニなどで簡単に求職情報など入手できるが、障害のある人の求職情報などを入手できるところが障害者情報センターとハローワークのみである。 車いすを利用する娘と歩いていると、周りから「大変ですね」と声をかけられる。自分も娘もそう思っていない。 市町村や圏域にコーディネーターのような人がいるが、難病の知識を持つ方(看護師等)を配置してほしい。</p>		<p>山梨県障害者幸住条例の改正を進めるうえで、参考とさせていただく。</p>	<p>改正の柱の1つである、障害を理由とした差別の解消に関し、県内障害者における差別の状況等を取りまとめ、山梨県障害者幸住条例改正検討委員会に報告する。</p>